

## Ⅱ 判例の一覧

### ①動物愛護管理法の違反件数等

(単位：人員)

年 別	通常受理	起 訴	不 起 訴
昭和 49年	13	8	4
50年	6	4	1
51年	6	4	9
52年	9	3	4
53年	5	4	3
54年	6	3	3
55年	4	2	1
56年	10	5	1
57年	5	2	5
58年	6	3	1
59年	6	3	3
60年	3	2	2
61年	5	3	0
62年	5	2	4
63年	3	0	3
平成 元年	7	3	3
2年	3	2	2
3年	7	4	1
4年	11	4	0
5年	9	4	4
6年	11	2	9
7年	2	3	1
8年	12	1	11
9年	12	5	7
10年	8	4	4
11年	3	0	3
12年	14	4	11
13年	18	7	10
14年	39	18	22
15年	12	3	9
16年	27	8	21
17年	47	15	27
18年	48	12	35

出典：検察統計年報

注) 起訴件数は不起訴が翌年に繰り越される場合もある。

②判例の一覧

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰																																																												
					性別	年齢																																																																	
			虐待		男	41				被告人は、飼養中の保護動物である犬を、長さ 50 cm の鉄棒を振り上げて追いつき、或は殴打して虐待したものである。	罰金 5 千円																																																												
			虐待		男	59				被告人は、正当な理由がなく、長男夫婦が飼育保護中であった雌仔ねこ(5 か月位) 1 匹の首を中華包丁で加傷し、また締めめるなどして虐待し、殺したものである。	罰金 4 千円																																																												
			虐待		男	52				被告人は、隣家の飼いねこが台所を荒らすなどを心よく思わず、ねこを捕獲する木製の木わなを作り、自宅炊事場に仕掛け、ねこを捕獲し、自宅風呂に水を満水し、これを箱わなと共に沈め窒息死させ、もって保護動物を虐待したものである。																																																													
			虐待		男	66				被告人は、〇〇方宅内を通りかかった際、同人及びその家族が、檻を用意して鎖で係留して、適正な飼養、愛護していた土佐犬(雌2才)が吠えたのに憤慨し、所持していたスコップで数回殴りつけて虐待したものである。																																																													
昭和 49	8	6								被告人は、 1. C と共謀の上、次のとおり 7 回にわたり市内にわたり 21 頭の各頭部を丸太木で殴り更に包丁でその頸動脈を切断し、放血させ殺し、もって保護動物を虐待。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>犯行日時</th> <th>対象頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昭和 49 年 6 月初めころ</td> <td>4 頭</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>同年 6 月 20 日ころ</td> <td>2 頭</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>同年 7 月 6 日ころ</td> <td>2 頭</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>同年 7 月 20 日ころ</td> <td>3 頭</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>同年 8 月 3 日ころ</td> <td>2 頭</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>同年 8 月 20 日ころ</td> <td>4 頭</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>同年 9 月 3 日ころ</td> <td>4 頭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>21 頭</td> </tr> </tbody> </table>	番号	犯行日時	対象頭数	1	昭和 49 年 6 月初めころ	4 頭	2	同年 6 月 20 日ころ	2 頭	3	同年 7 月 6 日ころ	2 頭	4	同年 7 月 20 日ころ	3 頭	5	同年 8 月 3 日ころ	2 頭	6	同年 8 月 20 日ころ	4 頭	7	同年 9 月 3 日ころ	4 頭	合計		21 頭	罰金 10 万円 注：食品衛生法を適用																																	
番号	犯行日時	対象頭数																																																																					
1	昭和 49 年 6 月初めころ	4 頭																																																																					
2	同年 6 月 20 日ころ	2 頭																																																																					
3	同年 7 月 6 日ころ	2 頭																																																																					
4	同年 7 月 20 日ころ	3 頭																																																																					
5	同年 8 月 3 日ころ	2 頭																																																																					
6	同年 8 月 20 日ころ	4 頭																																																																					
7	同年 9 月 3 日ころ	4 頭																																																																					
合計		21 頭																																																																					
			虐待		男	43				2 岡山県知事の許可を受けないで次ぎのとおり 9 回にわたり D 方外 2 か所において同人外 2 名に対し、犬の肉を食用として販売し、もって食肉販売業を営んだ。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>年月日</th> <th>場所</th> <th>相手方</th> <th>数量</th> <th>価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>49.6.初</td> <td>D 方</td> <td>D 2 頭分の犬肉</td> <td>6,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>"</td> <td>E 方</td> <td>E 1 頭分の "</td> <td>2,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>"</td> <td>F 方</td> <td>F " "</td> <td>2,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>49.7.6 ころ</td> <td>D 方</td> <td>D " "</td> <td>4,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>49.7.20</td> <td>E 方</td> <td>E " "</td> <td>2,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>"</td> <td>D 方</td> <td>D " "</td> <td>3,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>49.8.20</td> <td>F 方</td> <td>F " "</td> <td>2,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>"</td> <td>E 方</td> <td>E " "</td> <td>2,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>"</td> <td>D 方</td> <td>D 2 頭分の "</td> <td>8,000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	年月日	場所	相手方	数量	価格	1	49.6.初	D 方	D 2 頭分の犬肉	6,000 円		2	"	E 方	E 1 頭分の "	2,000 円		3	"	F 方	F " "	2,000 円		4	49.7.6 ころ	D 方	D " "	4,000 円		5	49.7.20	E 方	E " "	2,000 円		6	"	D 方	D " "	3,000 円		7	49.8.20	F 方	F " "	2,000 円		8	"	E 方	E " "	2,000 円		9	"	D 方	D 2 頭分の "	8,000 円		
番号	年月日	場所	相手方	数量	価格																																																																		
1	49.6.初	D 方	D 2 頭分の犬肉	6,000 円																																																																			
2	"	E 方	E 1 頭分の "	2,000 円																																																																			
3	"	F 方	F " "	2,000 円																																																																			
4	49.7.6 ころ	D 方	D " "	4,000 円																																																																			
5	49.7.20	E 方	E " "	2,000 円																																																																			
6	"	D 方	D " "	3,000 円																																																																			
7	49.8.20	F 方	F " "	2,000 円																																																																			
8	"	E 方	E " "	2,000 円																																																																			
9	"	D 方	D 2 頭分の "	8,000 円																																																																			
			虐待		男	30				被告人は、G と共謀の上、上記 1 のとおり、7 回にわたり市内の空地において犬 21 頭の各頭部を楯の丸太棒で殴り更に包丁でその頸動脈を切断し、放血させて殺し、もって保護動物を虐待したものである。																																																													

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
昭和50	4	3	遺棄		男	56				被告人は、畜舎において飼養中のやぎに、多忙にとりまぎれて適正な給餌を行わず、10頭を餓死せしめ、もって保護動物を遺棄したものである。	罰金8千円
			遺棄		女	43				被告人は、○○路上に、自宅において家族所有名義で飼育していた保護動物である生後約6か月の秋田犬2頭（雄、雌各1頭）を各遺棄したものである。	罰金1万円
			遺棄		男	41					被告人は、保護動物である雄犬1頭を海中に投棄し、もって遺棄したものである。
昭和51	4	0									
昭和52	3	1	虐待	S52.9.1	男	48	S52.9.9	S52.10.1	佐久簡易裁判所	被告人は、昭和52年9月1日午後9時ころ、佐久市大字A B番地の自宅の庭に「トラハサミ」を仕かけてねこ1頭を捕獲し、これを死に至らしめる目的で同日から同月4日午後6時半ころまで「トラハサミ」にかけたまま同市A C番地の畑に係留放置し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金1万円
昭和53	4	0									
昭和54	3	0									
昭和55	2	2	虐待	S55.8.8	男	55	S55.9.1	S55.9.19	子 八 王 簡 易 裁 判 所	被告人は、昭和55年8月8日午前0時20分ころ、東京都八王子市A町B番地都営C団地D号棟E号F方及び被告人方前路上において、右F飼育にかかる雑種雄犬の首を右手で押さえ、左手に所携の板切れで同犬の頭部付近を数回殴打し、さらに同犬の尻尾を掴んで路面に叩きつけるなどして撲殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
			遺棄	S55.7.30	女	22	(S55)	S55.12.15	堺簡易裁判所	被告人は、昭和55年7月30日ころ、大阪市A区B町C番地D公園内西側植込みににおいて、同年5月ころから被告人が飼育していたアライグマ1匹を箱詰めにして放棄して立ち去り、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
			遺棄	S56.6.20		38	(S56)	S56.8.15	出雲簡易裁判所	被告人は、昭和56年6月20日の午前6時30分ころ、出雲市内のA病院北方約500メートルのB川堤防道路上において、自己が飼養していた犬1匹を自動車で運搬して捨て、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
昭和56	3	3	遺棄	S55.5.3	男	42	(S56)	S56.11.24	大阪簡易裁判所	被告人は、昭和55年5月3日ころ、大阪府高槻市A町B番地付近のC川河川敷において、それまで自己が占有していた保護動物である「カニクイザル」1匹を鉄製おりに入れたまま放置し、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
			衰弱	S55.7.ころから S55.12.13ころまでの間	男	52	S56.10.29	S56.11.25	人吉簡易裁判所	被告人は、移動動物園を経営していたものであるが、動物飼育係従業員Aと共謀のうえ 第1 昭和55年7月ころから飼育中のライオン（雄、7歳位）を、縦1.82メートル、横0.9メートル、高さ1メートルの狭い檻内にとじこめた状態で、かつ、充分な給餌をしないで飼育したため、同年12月13日ころ、岡山県高梁市A町B C番地の空き地において、栄養失調、運動不足等によって衰弱死するに至らしめ、もって保護動物を虐待し（動物の保護及び管理に関する法律違反） 第2 法定の除外理由がないのに、昭和55年11月7日午前11時ころ、死亡したへい獣であるヤギ1頭をへい獣取扱場以外の場所である岡山県真庭郡D町大字E F番地の畑地に埋没したものである。（へい獣処理場等に関する法律違反）	略式命令 罰金3万円

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
昭和 57	2	2	虐待	S56.12.23	男	32	S57.2.19	S57.2.26	広島簡易 裁判所	被告人は、昭和56年12月23日午後2時から、広島市A区B町C番D公園内道路において、えさを求めて道路上に集まっているいえぼとの群れを認めたが、自己の運転するゴミ収集用自動車を右いえぼとの群れの中に進入させれば右いえぼとを轢過することになりながら、敢えて同車を右いえぼとの群れの中に進入させ、右いえぼと6.5羽を同車で轢過して死亡せしめ、もって保護動物であるいえぼとを虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
										被告人は、昭和57年1月10日午後11時47分ごろ、京都市A区B町C番地Dビル南側駐車場において、同所に設けられた犬小屋内に新聞紙に火をつけて放り込み、右新聞紙等を燃焼させて同犬小屋に係留されていた犬（コリー種犬）に火傷を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	
昭和 58	3	3	遺棄	S58.10.12	男	48	S58.12.6	S58.12.19	札幌簡易 裁判所	被告人は、札幌市内において、保護動物であるいえぼとを飼育し貸しばと業を営んでいたが営業不振に陥り、飼育中のいえぼとの処分に窮し遺棄することを企て、昭和58年10月12日午後3時から同日午後4時30分ごろまでの間A郡B町C番地付近空地ほか3か所にいえぼと合計139羽を放置し、もって保護動物であるいえぼとを遺棄したものである。	略式命令 罰金2万円
										被告人は、昭和57年10月初めころの午後8時から、岡山市A区B番地先路上において、自らが飼育していた生後7ヶ月位の犬2頭をその生存に必要な措置を講ずることなく放置して立ち去り、もって保護動物を遺棄したものである。	
昭和 59	2	2	虐待	S58.9.5	男	23	S59.5.31	S59.6.7	宇都宮簡 易裁判所	被告人は、昭和58年9月5日午後6時30分ごろ、宇都宮市A区C番D号所在医療法人E病院敷地内において、保護動物である犬を角材を使用して撲殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金1万円
										被告人は、昭和58年7月下旬ごろ、生後91日以上の犬で、未登録の雑種牝犬を所有し、浜松市A町B番地喫茶店Cにおいて飼育していたものであるが、30日以内に同犬の所在地を管轄する都道府県知事に市町村長を経て同犬の登録を申請しなかった。	
			遺棄	S58.11.30	男	20	S58.12.27	S59.1.18	浜松簡易 裁判所	被告人は、 第1 昭和58年7月下旬ごろ、生後91日以上の犬で、未登録の雑種牝犬を所有し、浜松市A町B番地喫茶店Cにおいて飼育していたものであるが、30日以内に同犬の所在地を管轄する都道府県知事に市町村長を経て同犬の登録を申請しなかった。 第2 前記のとおり、同年7月下旬ごろから、過去6ヶ月以内に狂犬病の予防注射を受けたかどうか明らかでない雑種雌犬1頭を所有し右喫茶店Cにおいて飼育管理していたのに30日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなかった。 第3 同年11月30日午後2時30分ごろ、同市D町E番地F川堤防付近において、自己所有の前記雑種牝犬を捨て、もって保護動物を遺棄したものである。 罪名 第1、第2 狂犬病予防法違反 第3 動物の保護及び管理に関する法律違反	略式命令 罰金2万円

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
昭和59	2	2	虐待	S59.5.19 S59.5.20	男	54	S59.6.27	S59.6.29	三島簡易裁判所	被告人は、昭和59年5月19日午後8時ころ、田方郡A町B番地先のC造成地内路上に劇毒物である殺虫剤「ランネット」を混入したカステラを配置して仕掛け、翌20日午前7時30分ころ、これを食用したD所有の飼い犬雑種1頭を死亡させ、もって保護動物である犬を虐待し、第2 同日20日午後7時30分ころ、同町E番地の空き地に係留中のF所有の飼い犬雑種1頭に劇毒物である前記殺虫剤「ランネット」を混入したビスケットを投げ与えて食用させ、同月午後8時ころ、死亡させて、もって保護動物である犬を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
昭和60	1	1	虐待	S59.12.21	男		S60.5.15	S60.5.20	札幌簡易裁判所	被告人は、昭和59年12月21日午後5時52分ころ、札幌市A区B番地CビルD号室E方居室において、保護動物である飼い犬愛称F（メス・当時4歳）に対し、その身体を抱き上げて、床に投げつけるなどし、よって同犬に入院加療45日間を要する第13胸椎圧迫による後軀麻痺の傷害を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
			虐待		男		S61.4.23	S61.4.30	長野簡易裁判所	被告人は、昭和61年3月19日午後8時20分ころ、長野市Aの被告人方居室において、その所有し飼養する犬に対し、同犬がほえたてやまなざしに憤慨し、日本刀で室内にけい留されている同犬の頭部を突き刺し、逃げ回る同犬の頭部を押しさえて同刀でその腹胸部を切りつけて同犬を殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
昭和61	3	3	虐待		男		S61.6.23	S61.6.23	小田原簡易裁判所	被告人は、昭和61年6月20日午前8時50分ころ、小田原市A番地先路上において、雑種黒白牡犬（名称C・2歳）に対し、所携の鉄棒（長さ約0.8メートル）でその頭部などを6・7回位殴打する等して全治約1週間を要する頭部打撲等の傷害を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
			虐待		男		S61.11.29	S61.12.5	会津若松簡易裁判所	被告人は、法定の除外自由がないのに、昭和61年10月6日午後2時30分ころ、福島県大沼郡A町B番地D宅において、保護動物である同人所有の犬を棒で殴打などし、虐待したものである。	略式命令 罰金1万円
			虐待		男		S62.5.14	S62.5.22	長野簡易裁判所	被告人は、昭和62年2月午後3時45分ころ、長野市A番地C方庭先において、同人が飼育している犬（愛称D、雑種犬、雄、生後約3か月）の背部等を木片で複数回殴打するなどし、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
昭和62	2	2	衰弱	S62.10.30	男		S62.11.6	S62.11.6	長野簡易裁判所	被告人は、繁殖用牛1頭、肉牛2頭を飼育していたものであるが、昭和62年2月3日ころから同月10日ころまでの間、秋田県鹿角郡A町B番地所在の畜舎において、右牛3頭に餌も飲み水も与えずにこれを放置し、もって、保護動物である牛を虐待し、餓死させたものである。	略式命令 罰金2万円
昭和63	0	0									

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成元	3	2	虐待	S63. 10. 上旬～H元4. 中旬		男	H元.10.24	H元.10.27	川崎簡易裁判所	被告人は、 第1 昭和63年10月上旬ころ、川崎市A区B1.548番地の自宅敷地内において、トラバサミを仕掛けて、近隣のA方に餌付いた猫「クロ」(雄)を捕獲したうえ、その左前肢脚首を植木鉢で切断し 第2 前同月上旬ころ、前同所において、前同様の方法で、前同様の猫「おしんこ」(雄)を捕獲したうえ、その右前肢前腕部を植木鉢で切断し 第3 平成元年3月19日ころ、前同所において、前同様の方法で、近隣のB所有の飼猫「チャオ」(雄、4歳)を捕獲したうえ、その左肢上腕部を植木鉢で切断し 第4 同月26日ころ、前同所において、前同様の方法で、近隣のC所有の飼猫「チャコ」(雄、7歳)を捕獲したうえ、その左後肢足首を植木鉢で切断し 第5 同年4月上旬ころ、前同所において、前同様の方法で、前記Aに餌付いた猫「チビ」(雄)を捕獲したうえ、その左後肢足首を植木鉢で切断し 第6 同月中旬ころ、前同所において、前同様の方法で、近隣のD方に餌付いた猫「チビ」(雄)を捕獲したうえ、その右後肢脚首を植木鉢で切断し、それぞれ保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金5万円
平成2	2	0									
平成3	4	0									
平成4	4	0									
平成5	2	2	虐待、 遺棄	H 5.8. 上旬 ～ H5.9.13 頃		男	H元.11.9	H元.11.9	福岡簡易裁判所	被告人は、平成元年10月22日午前11時30分ころ、福岡市A区B丁目C店裏空地において、Dが飼育していた雑種犬(生後約3か月)の首輪をつかんで同犬を地面に投げつけ、翌23日午前11時30分ころ、同市E区F丁目G獣医科において、同犬を胸腔・肺内出血により窒息死させ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
平成6	1	1	虐待	H5.1月初 ころ～同月 26頃			H5.12.20	H5.12.20	鳥取簡易裁判所	被告人は鳥取県東伯郡Aにおいて、養鶏業を営んでいたものであるが、平成5年8月上旬ころから同年9月13日ころまでの間、同所において、飼育中の鶏約7,500羽に対し、必要な餌及び水を与えずに放置し、うち約7,500羽を死に至らしめ、もって保護動物を虐待・遺棄したものである。	略式命令 罰金2万円
平成7	2	1	遺棄	H7.7.27			H5.2.12	H5.2.12	鳥取簡易裁判所	被告人は鳥取県東伯郡Aにおいて、養鶏業を営んでいたものであるが、平成5年1月上旬ころから同月26日までの間、同所において、飼育中の鶏約1万9,300羽に必要な餌を与えずし、うち約1万7,300羽を死に至らしめ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
平成8	0	0					H6.7.6	H6.12.9	八王子簡易裁判所	平成6年4月15日ころ、東京都清瀬市内の被告人方において、ねこの顔面等をスリッパで殴打し、同ねこに下顎骨折及び欠損の損傷を負わせ、もって、保護動物を虐待した。	略式命令 罰金2万円
平成9	2	1	遺棄	H7.7.27			H7.9.25	H7.9.26	飯山簡易裁判所	被告人は、平成7年7月27日午前5時30分ころ、長野県飯山市A町B番地C店倉庫前ダンボンボール屑集積所において、自己が飼育していた保護動物である猫(生後約2か月の子猫)7匹をダンボール箱に入れて遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
平成10	0	0									

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成9年	1	1	虐待	H9.6.16			H9.9.12	H9.9.17	佐世保簡易裁判所	被告人は、平成9年6月16日午後9時ころ、長崎県東彼杵郡A町B番地の被告人方前路上において、Cが飼育していた犬の頭部を所持の鉄パイプ（長さ約150センチメートル、直径約3センチメートル）で数回殴打して殺害し、もって、保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
			虐待	H10.12.26		52	H10.7.7	H10.7.15	神戸簡易裁判所	被告人は、 第1 平成9年12月○○○○ 第2 平成9年12月26日午後10時30分ころ、前期喫茶店○○前路上において、被告人が飼育管理する雑種犬（雌、約3歳）を同所の電柱に繋ぎ、同犬に灯油を振りかけて所持のライターで火をつけてその体を焼き、もって、保護動物である飼い犬をみだりに傷つけて虐待したものである。	略式命令 罰金13万円
平成10	3	3	虐待	H10.5.26		男	H10.8.6	H10.8.7	半田簡易裁判所	被告人は、平成10年5月26日午後4時ころ、愛知県東海市A町B番地C住宅D棟南側空地において、ねこ1匹の頭部を物干し竿で2回殴打して撲殺し、もって、保護動物をみだりに殺して虐待したものである。	略式命令 罰金1万5千元
			衰弱	H10.9.12 ころから同 月16日ま での間		29	H10.12.28	H11.1.7	旭川簡易裁判所	被告人は、旭川市A番地の番犬係留場において、Bほか3頭の犬を所有し飼育するものであるが、保護動物である右4頭の犬に対し、平成10年9月12日ころから同月16日までの間、給餌を行わず、犬を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
平成11	0	0									
			虐待	H10.1.31 から同年 2.2		男	H12.4.20	H12.4.24	大阪池田簡易裁判所	被告人は、平成10年1月31日ころから同年2月2日ころまでの間○の被告人宅の敷地内において、数回にわたって、柴犬の首輪に鎖をつないで、物干し竿の支柱又は庭木に串づりした上、その頭部及び身体に熱湯を浴びせて熱傷を負わせるなどし、もって、保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
			虐待	H11.10.31		男	H12.7.3	H12.7.3	大阪簡易裁判所	被告人は、平成11年10月31日午後3時45分ころ、○○の自宅から、隣家の屋根上にいた○○飼育にかかる猫に向けエアークンを発射し、弾を同猫の左目に命中させて失明させ、もって、保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
平成12	5	5	虐待	H12.6.9			H12.8.31	H12.9.6	鎌倉簡易裁判所	被告人は、平成12年6月9日午後6時ころ、○○ハイツ1号棟5階502号室被告人方居室ベランダにおいて○○飼いねこの腹部を両手で抱えた上、同ベランダから○○ハイツ1号棟東側地上に落下させ殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
			虐待	H12.3.14		男				被告人は、平成6年ころから、犬の繁殖及び販売業を営み始め、同10年初めころから、大宮市A B番地において多数頭の犬を所有し、飼育していたものであるが、 第一 (略) 第二 同12年3月14日ころ、多数頭の犬の死がいや排泄物などが散乱するなど不衛生な環境にあった前記場所において、同人所有にかかる犬13頭に対し、飼育に必要な飲食物を与えず、また病気に患しているかもしれないことを認識しながら、あえて治療行為等の適切な措置も施さず、漫然と放置して、病気に患させるなどし、もって保護動物を虐待した。	略式命令 罰金20万円

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成12	5	5	遺棄	H12.8.25 H12.8.26	男	42	H12.11.22	H12.12.5	高松簡易裁判所	被告人は 第1 平成12年8月25日午後9時30分ごろ、徳島県美馬郡A町B番地所在のC方北方の空地において、保護動物である犬8匹を遺棄した 第2 同日午後9時30分ごろ、香川県香川郡D町E番地所在のF採土場において、保護動物である犬15匹を遺棄したものである。	略式命令 罰金6万円 (刑法45条、48条2項適用)
			虐待	H12.12.23 H12.12.24				H13.2.15	東京簡易裁判所	被告人は、 第1 平成12年12月23日、東京都世田谷区内の被告人方において、同方敷地内に入ったねこ1匹に対し、所携のクロスボーで金属製の矢1本を放ち、これを同ねこの左肩部に命中させて胸部に刺入させ、よってそのころ、同区内において、同ねこを出血性によるショックにより死亡するに至らせ、もって愛護動物をみだりに殺した。 第2 同日24日、前記被告人方において、同方敷地内に入ったねこ1匹に対し、所携のクロスボーで金属製の矢1本を放ち、これを同ねこの左頸部付近に命中させて同部付近皮下にろう管を形成させる傷害を負わせ、もって愛護動物を傷つけた。	略式命令 罰金30万円
			遺棄	H13.5.4ころ			H13.6.13	H13.6.13	児島簡易裁判所	被告人は、岡山県倉敷市A番地の当時の自宅(B所有の借家)において、雑種犬「ぼん」1匹を飼育していたものであるが、平成13年5月4日ころ、同所から他所に転居するに当たり、同犬を上記借家家庭の犬小屋に布製ロープにつないだまま、置き去りして放置し、もって、愛護動物である同犬を遺棄したものである。	略式命令 罰金8万円
平成13	6	5	虐待	H12.11.21ころ、 H13.4.13ころ	男			H13.10.10	大阪地方裁判所	第1 被告人は、平成12年11月21日ころ、〇〇の当時自宅において、飼育していたダルメシアン犬の右前肢手根間接部付近をグラインダーで切断し、もって保護動物を虐待した。 第2 被告人は、平成13年4月13日ころ、路上において、飼育していたビーグル犬の首輪につないだひもを強く引っ張って、同犬をアスファルト路面上にひきずり、同犬の右前肢肘間接部、左前肢手根間接部、右後肢足根間接部、左後脚膝関節部等の皮膚を損傷させ、もって、愛護動物をみだりに傷つけた。	判決 懲役6か月 及び罰金 3万円 (執行猶予 3年) グラインダー没 収
			虐待	H13.9.19	男			H13.12.5	大阪地方裁判所	被告人は、 第1 平成13年9月19日午前0時ころ、〇〇先路上において、捕獲したねこ1匹を鉄棒で撲殺し、 第2 同日午前1時ころ、〇〇路上において、捕獲したねこ1匹を鉄棒で撲殺し、これらの行為をもって、愛護動物をみだりに殺した。	判決 懲役6か月 (執行猶予 2年)
			虐待	H13.4.5	男			H13.9.13	大阪地方裁判所	被告人は、かねて飼い犬が路上等に糞をしても飼い主がその始末をしないことを快く思わず、他人が飼育する犬を毒殺しようとして、平成13年4月5日午後3時40分ころ、〇〇公園南西角において、カルパメート系殺虫剤であるメソミルをラメンの麺に付着させて撒き、同日午後5時5分ころ、同所を散歩中の〇〇所有の愛護動物であるシェパード犬Dジーブック(時価約10万円相当)に上記麺を食べさせて毒殺し、もって、これを傷害するとともに、愛護動物をみだりに殺したものである。	判決 懲役1年4 月 (執行猶予 3年) 器物破損を 適用

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
			衰弱	H13.4上旬 ころから同 年6.2まで の間	女	65	H14.3.19	H14.3.22	川崎簡易 裁判所	被告人は、川崎市A区B番地株式会社C組資材置場敷地内に犬舎を設置し、同犬舎内において愛護動物である犬2匹(D、E)を飼養していたものであるが、平成13年4月上旬頃から同年6月2日までの間、同所において、両犬に給餌及び給水を行わず、上記Dを死亡させるとともに同Eを衰弱させ、もってみだりに愛護動物に給餌及び給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行ったものである。	略式命令 罰金10万 円
			衰弱	H13.3.9こ ろから同年 4.11までの 間	男		(H14.3.27)	H15.3.13	伊那簡易 裁判所	被告人は、長野県上伊那郡A町B番地及びその周辺土地において「C乗馬牧場」を経営し、同所に設置された厩舎において被告人が所有・管理する愛護動物である馬2頭(クォーターホース1頭、シェットランドポニー1頭)を飼育していた者であるが、平成13年3月9日ころから同年4月11日までの間、上記馬2頭に対し、死馬2頭が放置されていた上に馬糞の清掃もなされていない不衛生な環境の下、十分な給餌をせず栄養障害状態に陥らせる虐待を行ったものである。	判決 罰金15万 円
			虐待	H14.2.23	男					被告人は、平成14年2月23日午後11時ころ、青森市A被告人方2階居間兼台所前において、自己が飼育していた愛護動物である雑種犬(通称コロ、当時生後4か月)を足蹴にし、階段途中の踊り場に落下させ、同犬に左大腿骨遠位部骨折の傷害を負わせ、もって、愛護動物をみだりに傷つけたものである。	略式命令 罰金10万 円
平成14	14	14	衰弱	H12.12中 旬頃から H13.1中旬 頃までの間			H14.6.27	H14.7.2	網走簡易 裁判所	被告人は、北海道網走市A先畑地において、馬(通称ポニー)2頭を飼育していたものであるが、平成12年12月中旬ころから同13年1月中旬ころまでの間、前記2頭の馬に対し、みだりに給餌をやめることにより衰弱させ、もって愛護動物に対し虐待を行ったものである。	略式命令 罰金10万 円
			虐待	H14.10.23				H14.10.8	神戸地方 裁判所姫 路支部	〇〇方に同居していたものであるが、同入方で飼育していたねこの匂いが臭いなどとして立腹し、平成14年5月26日午後1時ころ、上記〇〇方において、同入及びその妻〇〇が飼育するねこ6匹を、同入方7階ペランダ及び上記〇〇号棟7階廊下から投げ捨てて地上に激突させ、よって、そのころ、〇〇号棟周辺路上において、ねこ5匹を全身打撲による多臓器不全により死亡するに至らしめ、ねこ1匹に全身打撲の損害を負わせ、もって、みだりに、愛護動物を殺すとともに傷害した。正当な理由がないのに、〇〇もって、他人の物を損壊して人の住居に侵入したものである。	判決 懲役1年2 月 (住居侵入 を適用)
			虐待	H14.1.19		39	H14.1.19	H14.6.6	神戸簡易 裁判所	被告人は、平成14年1月19日午前1時30分ころ、神戸市〇〇被告人方において、その所有飼育に係るゴールデンレトリバー犬が給油中の被告人にしゃべりついて、ストーブの灯油缶を倒したことに立腹し、同犬に対し、灯油約1.05リットルを浴びせかけた上、マッチで点火してその右半身にやけどを負わせ、もって、愛護動物をみだりに傷つけたものである。	略式命令 罰金20万 円
			虐待	H14.6.12	男		H14.7.12	H14.7.12	和歌山簡 易裁判所	被告人は、みだりに、平成14年6月12日午前6時30分ころから同日午前6時50分ころまでの間、和歌山市島崎町6丁目〇〇公園において、愛護動物であるねこ2匹を踏みつけるなどして殺したものである。	略式命令 罰金30万 円

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成14	14	14	虐待	H14.5.6	男	(H14.8.7)	H14.10.21	福岡地方裁判所	被告人は、平成14年5月6日午後11時10分ころから同月7日午前3時20分ころまでの間、福岡市a区bcd目d番efコーポg号の被告人方(当時)において、愛護動物である猫1匹の尾及び左耳を波板切りはさみで切断してみだりに傷つけた上、その頸部をひもで絞めつけ、自宅付近のh川の水中に投げ捨ててみだりに殺した。	判決 懲役6か月 (執行猶予 3年)	
											遺棄
			遺棄	H14.1.7	被告人は、A、B、C、D、E、F、Gと共謀の上、平成14年1月7日午前1時30分ころ、愛護動物である牛6頭を、熊本市H番地所在のI城J公園に運搬して放置し、もって、愛護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金20万円					
							虐待 衰弱	H14.9.4 H14.9.9から 同月15日 ころまでの 間	被告人は、 第1 平成14年9月4日、東京都大田区内の公園において、ねこ1匹の頸部を手でねじ曲げて気管断絶による窒息死させ、もって愛護動物をみだりに殺した。 第2 同月9日、同区内の被告人方において、ねこ1匹の胴体及び後肢をビニール袋に入れ、その周囲に粘着テープを巻き付けて身動きできない状態にした上、同月15日ころまでの間、同区内に駐車されたふう乗用自動車内に閉じこめて給餌、給水を行わないまま放置し、よって、同日ころ、同所において、同ねこを餓死させ、もって愛護動物をみだりに殺した。	判決 懲役6か月 (執行猶予 3年)	
			遺棄	H14.5.14	被告人両名は、共謀の上、平成14年5月14日午後1時25分ころ、岐阜県吉城郡A町B番地の先C橋において、ビニール袋に入れた子猫4匹をD川に投げ捨て、もって愛護動物を遺棄したものである。	略式命令 両名ともそ れぞれ罰金 10万円					
							遺棄	H14.6.6	被告人は、平成14年6月6日午前3時36分ころ、千葉県夷隅郡A町B番地先駐車場において、愛護動物であるねこ4匹を段ボール箱に入れ て置き去りにして遺棄したものである。	略式命令 罰金10万円	
			虐待	H14.3.15、 同年3月下旬ころ、同 年5.15	被告人は、 第1 平成14年3月15日午後7時30分ころ、宇都宮市A B番地先公園において、ねこ1匹の頭部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺し 第2 同年3月下旬ころ、前記公園において、ねこ1匹の頭部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺し 第3 同年5月15日午後6時50分ころ、同市C D番地所在のE公園内において、F所有の飼い猫(G、7歳)の腹部等を足蹴りにし、頸部に縛り付けた紐で吊り下げたままにして殺害し、もってこれを傷害し 第4 同日午後8時ころ、前記第1記載の公園において、ねこ1匹の頭部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺したものである。 第1、第2、第4 動物愛護管理法違反 第3 器物損壊 刑法第261条	判決 懲役1年 (執行猶予 3年)					

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成 15			虐待	不明	不明	不明	不明	H15.12.11	東京地方裁判所	A市職員による野良ねこの殺害。 動物愛護管理法違反	判決 懲役6か月 (執行猶予 3年)
			虐待	不明	不明	不明	不明	H15.6.23	宇都宮地方裁判所	他人の飼い犬をゴルフクラブで殴って殺し、また、他人の飼いねこをひもで首をつり下げて殺害し、死体を木や欄干に放置した。 動物愛護管理法違反	判決 懲役6か月 (執行猶予 3年)
			虐待	不明	不明	不明	不明	H15.11.25	小田原簡易裁判所	愛犬美容学校において、飼育犬を衰弱させた事案。	略式命令 罰金 30 万 円